



島根県報

令和元年12月24日（火）

号外 第 8 9 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（総 務 課）	7
島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	9
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	10
島根県森林環境譲与税基金条例	（林 業 課）	11
島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	13
島根県立都市公園条例の一部を改正する条例	（都 市 計 画 課）	14
島根県流域下水道事業の設置等に関する条例	（下 水 道 推 進 課）	17
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	21

公布された条例等のあらまし

◇情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第24号）

1 条例の概要

次に掲げる条例の引用する法律の題名の改正及び引用する条項等の整理

- (1) 島根県県税条例
- (2) 島根県手数料条例
- (3) 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
- (4) 島根県収入証紙条例
- (5) 特定非営利活動促進法施行条例
- (6) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

2 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 条例の概要

水と緑の森づくり税の適用期間の延長

- (1) 個人の県民税の均等割の税率の特例（第3条関係）

改正前	改正後
令和元年度分まで	令和6年度分まで

- (2) 法人の県民税の均等割の税率の特例（第4条関係）

改正前	改正後
令和2年3月31日までの間に開始する事業年度分まで	令和7年3月31日までの間に開始する事業年度分まで

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1 条例の概要

- (1) 特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を隠岐の島町に権限移譲することとした。（第2条の表第35号関係）

- ア 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証
- イ 設立の認証の申請に係る公告又は公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知
- ウ 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し
- エ 仮理事及び特別代理人の選任
- オ 不正行為等の報告の受理
- カ 役員の氏名等の変更の届出の受理
- キ 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書等の受理
- ク 事業報告書等の受理

- ケ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施
 - コ 解散の認定及び解散の届出の受理
 - サ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
 - シ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
 - ス 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査囑託
 - セ 合併の認証
 - ソ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
 - タ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付
 - チ 警察本部長の意見の聴取
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を安来市に権限移譲することとした。（第2条の表第56号関係）
- ア 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからカまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
 - イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
 - ウ 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
 - エ 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
 - オ 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理
 - カ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
 - キ その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるものの
- 2 施行期日
- 令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県森林環境譲与税基金条例（条例第27号）

1 条例の概要

(1) 設置

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策に要する経費に充てるため、島根県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 対象事業

基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てることとした。（第2条関係）

ア 森林経営管理法に基づき、市町村が行う森林の経営管理を推進するために実施する事業

イ 森林経営管理法に掲げる要件に適合する民間事業者を育成するために実施する事業

(3) 積立て

基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の額とし、予算で定めることとした。（第3条関係）

(4) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第4条関係）

(5) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第5条関係）

(6) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるこ

ととした。(第6条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例(条例第28号)

1 条例の概要

島根県水と緑の森づくり基金は、県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策に要する経費であって、島根県森林環境譲与税基金条例に掲げる事業以外の事業に要するものに充てるものとする事とした。(第2条関係)

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第29号)

1 条例の概要

(1) 県立浜山公園野球場(以下「野球場」という。)の利用料金に係る基準額を次のとおり改定することとした。
(別表第5の1の表関係)

区分		基準額			
		午前8時半から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前8時半から午後5時まで	その他の時間1時間までごと
入場料を徴収しない場合	職業野球団が利用する場合	44,830円	51,240円	108,880円	12,810円
	生徒・児童が利用する場合	3,530円	4,040円	8,580円	1,010円
	その他の者が利用する場合	8,950円	10,240円	21,750円	2,560円
入場料を徴収する場合	職業野球団が利用する場合	89,660円	102,480円	217,760円	25,620円
	生徒・児童が利用する場合	7,060円	8,080円	17,160円	2,020円
	その他の者が利用する場合	17,900円	20,480円	43,500円	5,120円

(2) 野球場の附属設備の利用料金に係る基準額を次のとおり新設することとした。(別表第5の2の表関係)

区分		単位	基準額
冷暖房設備	本部席等	1時間につき	240円
	更衣室等	1時間につき	150円
	会議室1又は会議室2	1時間につき	60円

(3) 野球場の附属器具のうち、扇風機、ストーブ、テープレコーダー、防球ネット、バッティングティール及びバッティングケージの利用料金に係る基準額を廃止することとした。(別表第5の2の表関係)

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇島根県流域下水道事業の設置等に関する条例(条例第30号)

1 条例の概要

(1) 流域下水道事業の設置

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、島根県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置することとした。（第1条関係）

(2) 財務規定等の適用

流域下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとした。（第2条関係）

(3) 経営の基本

流域下水道の名称、処理区及び流域関連公共下水道の処理区域の存する市（以下「関係市」という。）は、次の表のとおりとすることとした。（第3条関係）

名 称	処理区	関係市
宍道湖流域下水道	東部処理区	松江市 安来市
	西部処理区	松江市 出雲市

(4) 重要な資産の取得及び処分

予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とすることとした。（第4条関係）

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除

流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とすることとした。（第5条関係）

(6) 会計事務の処理

流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げる事務で知事が別に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。こととした。（第6条関係）

ア 公金の収納及び支払に関する事務

イ 公金の保管に関する事務

ウ 支出負担行為に関する確認を行う事務

(7) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

流域下水道事業の業務に関し、議会の議決を要するものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。こととした。（第7条関係）

(8) 業務状況説明書類の作成

知事は、流域下水道事業に関し、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないこととした。（第8条関係）

(9) 島根県特別会計条例の一部改正

島根県流域下水道特別会計を廃止することとした。（附則第2項関係）

(10) 島根県流域下水道条例の一部改正（附則第4項関係）

ア 条例の題名を島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例に改めることとした。

イ 流域下水道の設置に係る規定を削除することとした。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

- (1) 二級建築士又は木造建築士の免許に係る手数料の額の改定（別表第60の項第1号関係）

改正前	改正後
19,300円	24,400円

- (2) 二級建築士試験又は木造建築士試験に係る手数料の額の改定（別表第60の項第3号関係）

改正前	改正後
17,900円	18,500円

- (3) 引用する条項の整理

2 施行期日

建築士法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 24 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第 1 条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第45条の 3 第 2 項第 1 号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に改める。

第49条の 2 中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第 2 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の項第 5 号ア中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

(島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 3 条 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年島根県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ウ中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法

律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 2 条第 2 号二」を「第 3 条第 2 号二」に改める。

(島根県収入証紙条例の一部改正)

第 4 条 島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に改める。

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 5 条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第16条中「申請、縦覧、通知、届出、提出」を「提出、縦覧、通知、届出」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条から第 5 条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条から第 8 条まで」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 6 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第36号左欄の(5)中「第 3 項の」を「第 2 項の」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 25 号

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和元年度」を「令和 6 年度」に改める。

第 4 条中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 26 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第35号右欄中「及び西ノ島町」を「、西ノ島町及び隠岐の島町」に改め、同表第56号右欄中「出雲市」の次に「、安来市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第35号左欄に掲げる事務で同日以後においては隠岐の島町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、それぞれ隠岐の島町長のした処分その他の行為又は隠岐の島町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 27 号

島根県森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第 3 号）第 34条第 2 項各号に掲げる施策に要する経費に充てるため、島根県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(対象事業)

第 2 条 基金は、次に掲げる事業に要する経費に充てるものとする。

- (1) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が行う森林の経営管理を推進するために実施する事業
- (2) 森林経営管理法第36条第 2 項各号に掲げる要件に適合する民間事業者を育成するために実施する事業

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、国から譲与を受ける森林環境譲与税の額とし、予算で定める。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 6 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

できる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 28 号

島根県水と緑の森づくり基金条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり基金条例（平成16年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 2 条から第 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（対象事業）

第 2 条 基金は、前条に規定する施策に要する経費であって、島根県森林環境譲与税基金条例（令和元年島根県条例第27号）第 2 条各号に掲げる事業以外の事業に要するものに充てるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 29 号

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 の(1)の表中

31,540円	45,470円	78,480円	12,000円
2,490円	3,610円	6,260円	930円
6,290円	9,070円	15,670円	2,380円
63,080円	90,950円	156,980円	24,030円
5,010円	7,250円	12,530円	1,890円
12,590円	18,170円	31,370円	4,780円

を

44,830円	51,240円	108,880円	12,810円
3,530円	4,040円	8,580円	1,010円
8,950円	10,240円	21,750円	2,560円
89,660円	102,480円	217,760円	25,620円
7,060円	8,080円	17,160円	2,020円
17,900円	20,480円	43,500円	5,120円

に改め、別表第 5 の 2 の表中

	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	250円
扇風機		1 日 1 台につき	360円
ストーブ		1 日 1 個につき	1,780円
テープレコーダー		1 日 1 台につき	490円
防球ネット		1 日 1 台につき	490円
バッティングティー		1 日 1 台につき	490円

バッティングケージ	1 日 1 台につき	490円
-----------	------------	------

を

	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	250円
--	-------	--------------	------

に、

冷暖房設備（専用利用の場合に限る。）	メインアリーナ	1 時間につき	13,940円
	サブアリーナ	1 時間につき	1,530円
	小体育室	1 時間につき	200円
	トレーニング室	1 時間につき	340円
	多目的室	1 時間につき	450円
	控室	1 時間につき	90円

を

冷暖房設備	野球場	本部席等	1 時間につき	240円
		更衣室等	1 時間につき	150円
		会議室 1 又は会議室 2	1 時間につき	60円
冷暖房設備（専用利用の場合に限る。）	体育館	メインアリーナ	1 時間につき	13,940円
		サブアリーナ	1 時間につき	1,530円
		小体育室	1 時間につき	200円
		トレーニング室	1 時間につき	340円
		多目的室	1 時間につき	450円
		控室	1 時間につき	90円

に改め、同表の備考に次のように加える。

3 本部席等とは、本部席、第 2 本部席、放送室、記録室、医務室、記者

室、審判員室、審判員休憩室及び事務室をいう。

4 更衣室等とは、更衣室 1、更衣室 2、控室 1 及び控室 2 をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

島根県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 30 号

島根県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第 1 条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、島根県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第 1 条第 2 項の規定に基づき、流域下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第 2 条第 4 号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区及び流域関連公共下水道の処理区域の存する市（以下この項において「関係市」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	処理区	関係市
宍道湖流域下水道	東部処理区	松江市 安来市
	西部処理区	松江市 出雲市

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第33条第 2 項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土

地については、その面積が 1 件 2 万平方メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 2 第 8 項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 100 万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第 6 条 法第 34 条の 2 ただし書の規定により、流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げる事務で知事が別に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出負担行為に関する確認を行う事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第 7 条 流域下水道事業の業務に関し、法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 7,000 万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 300 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 8 条 知事は、流域下水道事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定により、毎事業年度、4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、事故のやんだときから 1 月以内にこれを作成しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(島根県特別会計条例の一部改正)

2 島根県特別会計条例（昭和 39 年島根県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(島根県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による改正前の島根県特別会計条例に基づく島根県流域下水道特別会計に所属する権利及び義務は、流域下水道事業に係る法に基づく特別会計に帰属するものとする。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

4 島根県流域下水道条例（昭和 56 年島根県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例

第 1 条中「設置及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条中「法第 25 条の 18 第 1 項」を「下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 25 条の 18 第 1 項」に、「第 7 条まで」を「第 6 条まで」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同条第 2 号中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条を第 5 条とし、第 7 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 31 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表60の項第 1 号中「第 4 条第 2 項又は第 3 項」を「第 4 条第 3 項又は第 5 項」に、「19,300円」を「24,400円」に改め、同項第 3 号中「17,900円」を「18,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に建築士法（昭和25年法律第202号）第 4 条第 3 項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、施行日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）第 2 条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第 115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対するこの条例による改正後の島根県手数料条例別表60の項第 1 号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。